

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

当面の長時間労働の抑制のための対策について

仕事と生活の調和の実現が国の重要課題とされ、その実現に向け官民一体となった取組が進められており、労働基準行政としては、労働時間、休日及び休暇が個々の労働者の健康や生活に配慮して定められるよう、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の取組に加え、社会的気運の醸成、企業の自主的な取組の促進等を図っているところである。

労働基準監督機関においては、恒常的な時間外労働を防止するため、過重労働による健康障害防止対策を推進し、労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定（以下「時間外労働協定」という。）の適正化に係る指導等を行ってきたところであるが、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなり、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償請求件数も過去最高となるなど、依然として長時間労働の実態がみられることから、更なる長時間労働の抑制に向けた対策を、当面下記により推進することとしたので、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達は平成20年 4 月 1 日から適用する。

記

1 窓口指導の充実等

(1) 時間外労働協定の適正化に係る窓口指導等

ア 時間外労働協定の適正化に係る窓口指導については、平成16年 2 月18日付け基発第0218004号「時間外労働協定の適正化に係る指導について」の記の第2に基づき、引き続き、適切に対応すること。

イ 長時間にわたる時間外労働を行わせることが可能な時間外労働協定を届け出た事業場に対し、長時間労働の抑制のための自主的な取組を促進するための点検を実施するよう指導すること。

(2) 「時間外・休日労働相談コーナー」の設置

労働基準監督署（以下「署」という。）には、時間外労働や休日労働に関する相談が多く寄せられていることから、これら相談に対してよりの確に対応するため、署に「時間外・休日労働相談コーナー」（以下「コーナー」という。）を設置すること。

なお、コーナーにおいても、相談の内容に応じ中小企業労働時間適正化促進助成金の活用について周知・啓発を行うこと。

2 重点的な監督指導の実施

長時間労働を行っており、労働基準関係法令違反の疑いがあるなど問題が認められる事業場に対しては、重点的な監督指導を実施すること。